

# 二三四五通信

ふたみしんご

日本共産党  
府中町議会議員 ふたみ伸吾

2018年 12月議会  
2019年 3月議会・6月議会



空城山公園 タコ滑り台

## CONTENTS

放課後児童クラブの現状と課題について .....2

2019年6月議会 一般質問

忙しすぎる学校をなんとかして ..... 14

教員の長時間労働・多忙化とその是正について 2019年3月議会 一般質問

原発事故 広域避難計画の欺瞞性 ..... 27

——島根原発事故発生時の府中町の対応について

2018年12月議会 一般質問

2019（平成31）年度 一般会計予算に対する態度表明 .....38

# 放課後児童クラブの現状と課題について

第3回定例会一般質問 2019年6月22日

## ●はじめに

放課後児童クラブは、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」（児童福祉法第6条3第2項）。

また、厚労省の作った「放課後児童クラブ運営指針」には、「放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない」とあります。

昨年（2018年）の調査では全国で121万人を超す小学生が「放課後児童クラブ（学童保育）」に入所しています。10年前の2008年は78万9千人でしたので、この10年間で1.5倍となっており、今後さらに増え続けていくことが予想されています。

府中町でも町内5つの小学校あわせて700人近い児童が利用しています。児童数は約3000人です。その2割強、学年別にみますと1、2年生の4割、3年生の3割、4年生の2割が利用しています。5、6年生の利用は少ないようですが全国的な傾向としては高学年もここ数年増えているようです。

他の自治体では学童保育に入れない、いわゆる待機児童がいるところもありますが、当町は希望者を全て受け入れていると伺っています。このたび府中南小学校には施設が増設されました。運営も公立公営で、保護者の負担もおやつ代などの「活動費」月2000円だ



けであり、利用料もありません。このように当町の「放課後児童クラブ」は、「子育てしやすい町」という評価を受ける一因となっていると思います。

子育てへの不安、配慮や支援が必要な児童が増え、「子どもの貧困」に象徴される暮らしの困難を抱える家庭が増えているなかで、安全で安心して過ごすことのできる放課後の生活を子どもたちに保障し、そのことを通じて働きながらの子育てを支えていく役割が放課後児童クラブには今後さらに期待されます。

## 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育は託児、子どもを預かっているだけだと思っている人も多いようです。しかし、子どもたちや保護者にとって大変重要な役割があります。

厚労省が作り出した「放課後児童クラブ運営指針」には、「放課後児童クラブにおける育成支援は、①子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、②安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、③子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、④自主性、社会性及び創造性の向上、⑤基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とするとあります。

放課後児童支援員の役割については次のように書かれています。

「放課後児童支援員等の役割放課後児童

支援員は、①豊かな人間性と倫理観を備え、②常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、③関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる」。

豊かな人間性と倫理観をもち、常に研鑽に励んで、子どもに適切な養育環境が得られるように支援するという役割が期待されている。

具体的にはどういったことが指導員に求められるのか。「運営指針」は大きな項目で9つあげています。

- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
- ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようになる。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養

面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。

⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

これは項目だけをあげたのです。この項目の下にさらに2～8の小項目があって、たとえば③の「子どもが主体的に過ごせるようにする」には3つ、

- ・子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。

- ・放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。

- ・放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。

という、さらに具体的な課題といますか、やるべきことが書かれています。

これだけではありません、これらのことに加えて、「障害のある子どもへの対応」、「特に配慮を必要とする子どもへの対応」、「保護者との連携」といったことも求められるのが放課後児童クラブの指導員なのです。これだけ高い専門性を求められながら、その処遇は正規職員ではなく、嘱託職員と臨時職員だということに大変問題を感じています。今年度予算でいいますと、嘱託指

導員22人の賃金合計は4,179万円、臨時職員の賃金合計は1350万円。嘱託指導員の月給は有資格者で156,800円、無資格の場合は151,500円に過ぎません。年収で188万円ほどです。臨時職員の場合は勤務時間も短いのでさらに低くなる。

このような処遇をそのままにしておいて、豊かな人間性と倫理観をもち、常に研鑽に励んで、子どもに適切な養育環境が得られるように支援することを指導員に求めるのは非常に理不尽だと思います。基本的には国の制度設計——補助単価が極めて低く抑えられていること——に問題がある。このことを指摘しておきたいと思います。

### 職員配置基準の緩和ではなく増員を

さて、第9次地方分権一括法が5月31日、参院本会議で可決、成立し、1クラス2人以上という職員配置基準は、拘束力のない「参酌基準」となりました。市町村の判断で無資格者1人での運営もできるということです。

政府は拘束力のない「参酌基準」としたことについて「これまでの配置基準では運営に支障をきたす自治体が多い」と答弁し、放課後児童クラブ指導員の確保が困難であることを理由にあげています。しかし、配置基準を引き下げれば、職員の業務は過重になり、職員の確保がさらに困難になることは明らかです。専門性のある学童指導員の確保策を検討することなく、安易に基準を引き下げるとは、子どもの命と安全を守るという国と自治体の責任を放棄するに

等しいものです。

「従うべき基準」を「参酌化」すれば、自治体の財政事情などによって基準を引き下げることが可能となり、全国一律の最低基準という意義が失われ、児童福祉法という「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことが極めて不安定な状況に置かれることになるでしょう。

府中町は現在、児童 40 人に対して 2 人配置（嘱託指導員 2 人又は嘱託指導員 1 人と臨時指導員 1 人）という児童福祉法の基準を満たしていますが、土曜日や学校休業日には 1 クラスに 1 人の嘱託職員しかいない場合も多く、現状でも子どもたちに「適切な遊び及び生活の場」を提供しているのかという点で問題があるといわざるを得ません。

このような状況を変え、「放課後児童クラブ運営指針」にそって指導員の方々に頑張ってもらうためにも、処遇の改善と指導員の増員こそが求められていると思います。

そこでお尋ねします。

①嘱託指導員を減らすどころか増やすべきだと思いますが、町はどのように考えていますか。

◆**教育部長** 今回の児童福祉法の改正により、支援員の人員確保の難しさなどから、放課後児童支援員の基準について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ改正され、地域の実情を踏まえた条例を定めるこ

とができるようになりました。

町では、これまで、国の基準に基づき条例を制定し人材確保に努め職員配置しております。今後、放課後児童クラブの児童数が増加し、人材確保が困難となった場合においても、子どもを見守る児童福祉施設として、現時点においては事業の質を担保するため指導員の配置については、現行体制維持が望ましいと考えております。

### 多額の現金管理をなくすべき



ふたみ議員 つぎに指導員の扱う現金の問題についてお尋ねしたいと思います。現在、おやつ代や工作材料などにあてる放課後児童クラブの「活動費」は月 2000 円徴収されています。それぞれの児童クラ

ブの指導員は数十万円のお金を現金で管理しており、不安の声が寄せられています。府中小は最も利用者数が多く、180 人の児童がおりますので、月 36 万円、夏休みの時は 2 カ月分の 72 万円を預かることになるわけです。このような多額の現金を指導員が管理するというのは、事故のもとになります。できるだけ扱う現金が少なくなるようにすべきであります。そこでお尋ねします。

②先般も中学校で現金の紛失事故がありました。児童クラブの現金の扱いについてどのような対応をされるのでしょうか。

◆教育部長 放課後児童クラブでは、おやつや工作等をする際の材料代、スポーツ安全保険代金など実費費用として、7月及び8月の長期休業中は2月分まとめて、その他の月は毎月2千円の活動費を、集金しています。

その集金方法は、集金袋により児童に持参させ、指導員が保管

し現金を出納しています。現在の活動費の現金の集金方法や保管については、紛失などの恐れもあり見直す必要があると考えております。今後は、他市町の状況も参考にし、口座引き落としを含めた安全な現金の取り扱い方法について検討し、なるべく早く改善してまいりたいと考えております。



◆教育部長 学校によっては、人数に対しトイレが少ないという状況があるということですが、運用として現在は、隣接する放課後児童クラブ、校舎を利用させていただいております。

今後、見込まれる放課後児童クラブの利用実態の推移や利用状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えます。

えており、初潮を迎えた子どもへの配慮も必要です。職員用のトイレ也没有せん。

今年度、南小のトイレの改修が行われ、北小、東小も設計をすると伺っています。そこで伺います。

③トイレの少ない児童クラブ施設には増設が必要だと考えますが、町としての見解と対応はどのようなものでしょうか。

## 放課後子供教室との一体化の問題点

ふたみ議員 各市町村において、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）が進められています。

「放課後子供教室」は、「すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域

## トイレの増設を

ふたみ議員 第三に、放課後児童クラブの施設について質問いたします。

中央小学校ですけれども2つの建物と学校の教室を使って運営されています。子ども50人に対して和式のトイレが一つしかありません。洋式トイレしか使ったことのない子どもは、校舎内のトイレを使うことになるわけですが、遠いので間に合わないことがあるそうです。高学年の利用も増

住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する」(文科省「放課後子供教室等について」2014年8月11日)ものです。

この事業は、全ての子どもたちの安全、安心な居場所を確保するとともに、地域の実情に応じた多様な学習や体験活動を通じて、次代を担う子供たちの健やかな育成を図る役割を担うとされています。

私は「放課後子供教室」そのものには反対ではありません。おおいにやっただらいいと思います。大変、気になっていますのは「一体型」と言われるものです。「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」を一体的に行う。文科省・政府はこれを大いに進めたい。

昨年(2018年)9月に策定されました「新・放課後子ども総合プラン」をみますと「小学校内で両事業を行う《一体型》の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない」「全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す」とあります。全国の小学校は約2万ですので、その半分を「一体型」にしようという計画です。

なぜ、文科省・政府は「一体型」に熱心なのでしょう。

放課後児童クラブと放課後子供教室の一番大きな違いは、放課後児童クラブは専任の指導員がいるのに対して、放課後子供教室の方は「地域の協力者」「地域の人材活用」となっていることです。要するにボランティアなんですね。先ほども申しましたように、放課後児童クラブの処遇は、だ

いたいどこでも年収200万円以下ですが、さらに安上がりにしようという意図が透けて見えるわけです。将来的には「放課後児童クラブ」を縮小、廃止して「放課後子供教室」に置き換えようとしている。

しかし、そんなに都合よくボランティアが集まるのでしょうか。いま、「老後の資金が2000万円足りない」という金融庁の報告書が大問題になっています。そして今後ますます不足額が増えていくという。だから「定年後」も働かないといけない。そういう人たちがこのままでは増えていくばかりです。現在でもボランティアの確保は大変なようです。

## 一息つける居場所として

放課後児童クラブは、生活の場であり、発達保障の場であり、遊びの場であり、ほっと一息つける居場所としての役割がある。しかし放課後児童教室は、教室ですのでプログラムがあり学校の延長、放課後の「授業」ということになる。そうすると「ほっと一息つく」ということにならない。時々そういう企画があるということらしいんですが、毎日それでは子どもたちはかなわないわけです。おそらくそういう批判があることが分かっているので、「新・放課後子ども総合プラン」でも「一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要」と書かざるをえなかったんだと思います。

連携はあっていいと思いますが、性質の

ことなる「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」を一体的に進めることにはさまざまな問題があり、すべきではないと思います。

そこでお尋ねします。

④「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」一体的運営について町はどのようにお考えでしょうか。

◆教育部長 当町においては、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブを設置しております。

また、それとは別に、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動などの取組を実施する放課後子ども教室を設けております。

この放課後子ども教室は町内各小学校において、それぞれ定員 20 名で、毎週水曜日に実施しています。

また、放課後児童クラブは、児童数が少ない学校でも 80 名程度、多い学校になると 170 名を越える児童が在籍しており、放課後子ども教室の一体的な運営においては、ボランティア指導者の確保という課題もあり、一体的な運営は難しいと考えております。

しかしながら、一部の児童ではございますが、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室へ参加している実態もあります。

## 企業経営による問題

ふたみ議員 全国各地の自治体において、臨時・非常勤職員が担っていた業務を民間企業等に包括的に委託し、当該業務に従事していた臨時・非常勤職員を解雇あるいは雇い止めにする動きが現れています。

こうした包括的民間委託の動きは、来年度（2020 年度）から始まる会計年度任用職員制度への移行に乗じて加速しており、導入に伴う財政負担増や人事管理の煩雑さを避けることを口実に進められようとしています。

安倍総理は 2013 年、「成長戦略第 3 弾スピーチ」（6 月 5 日）で次のように言いました。

「《官業》の世界を、大胆に開放していくこと。そして、日本人や日本企業が持つ、創造力や突破力を信じ、その活力を自由に解き放つこと」が、「安倍内閣の仕事」であり、「《民間の活力》こそが、アベノミクスの《エンジン》です」。

「アベノミクス」の三本の矢の一つ「成長戦略」の一つが官業＝公務の民営化であり、「放課後児童クラブ」の民営化もその流れのなかにあります。この間、「放課後児童クラブ」の利用者は急速に増えており、それをビジネスチャンスと捉える企業もまた増えている。

民間企業の方が安上がりで効率的だというような荒っぽい見解もあるようですが果たしてそうでしょうか。「放課後児童クラブ」への企業参入には大きな問題があります。



まず第1に、企業の目的は営利であり収益を上げることです。「放課後児童クラブ」にかかる経費は施設を除けば圧倒的に人件費です。当町の今年度予算でも、放課後児童クラブ全体の予算は6443万円で、人件費（嘱託員の賃金と社会保険料、臨時指導員の賃金、費用弁償）の占める割合は96%。利益を出そうと思えば人件費を削る以外にありません。ある市では運営企業に保護者が収支決算書の開示を要求したところ、運営費の3分の1、1000万円が会社の経費や利益に回されていたことが明らかになりました。人件費や活動費を削って利益を出す、それが営利としての「放課後児童クラブ」なのです。

## 指導員が続かない

### 専門性の蓄積も困難に

「放課後児童クラブ」を民間委託する理由の一つとして指導員の確保が難しいということが言われています。しかし、指導員の確保が難しいことの最大の原因は、指導員を正規雇用せず、年収200万円以下という処遇、労働条件の悪さにあります。民間委託してきます賃金水準が下がれば、本当になり手がいなくなります。

多くの業者は他産業からの参入ですので、「放課後児童クラブ」に対しての理解

が浅い。職員はマニュアル通りの対応が求められ、創意工夫しながら子どもたちの生活にかかわっていくことが難しくなります。

低い処遇に加え、やりがいもない。民営化された施設では辞める職員がたくさん出ています。現在でも官民あわせて全国で3年で半数が退職しているそうです。これをもっと増えるになるでしょう。

## 行政責任の低下

民間委託を進めた自治体の多くが「民間委託とはいえ、市（町・区）が管理し責任を持つ」「保育水準は変わらない。今まで通り」と説明しますが、実際には民間運営が始まると、ほぼ全て事業者任せという実態があります。行政に問題点を指摘し要望を届けても「運営は事業者をお願いしてい

る」と言われ、堂々めぐりになっているというのです。

現在は、放課後児童クラブで起きるさまざまな問題は指導員と教育委員会で話し合いながら解決していると思います。しかし、民間企業への委託となった場合、請負契約

となり、その場合は結果が全てで仕事の手順ほか具体的なことは問わない、問われないというものなのです。



## 「偽装請負」

「いや、うちではちゃんと指導員に指示をだします。指導員の話をよく聞いてやりますから大丈夫です」と言うかもしれません。しかし、これは労働者派遣法や職業安定法に抵触する「偽装請負」という違法行為、脱法行為となります。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準」（昭和61年4月17日労働者告示第37号、いわゆる「37号告示」）は、①「自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること」と②「請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること」を、労働者派遣ではなく請負であると認められるための要件としています。「独立して処理する」とは指図を受けないということです。

ですから、民間委託が「偽装請負」とならないためには、自治体職員が指導員（請負労働者）に業務上の指示をしたり、指導員（請負労働者）の管理・監督してはなら

ないことはもちろん、民間事業者ないしその管理責任者への発注行為も、発注権限を有する職員から行われなければならない。発注権限のない一般の自治体職員からの発注行為の実態は、請負労働者に対する業務に関する指示・管理であり、偽装請負となるのです。

このように「放課後児童クラブ」の民間委託には多くの問題があります。民間委託はすべきではありません。

そこで伺います。

⑤当町では放課後児童クラブを民間委託する計画があるのか、お伺いします。

◆教育部長 共働きが増え、保護者の働き方改革や放課後児童クラブの児童数の増加が見込まれる中、放課後児童クラブの運営のあり方についても、検討することも必要と考えます。近隣の海田町をはじめ民間委託へ移行されている実態もあります。

そのため、当町においても一つの手段として民間委託のメリットやデメリットについて、調査研究していきたいと考えています。



## 《2回目の質問》

ふたみ議員 1点目の嘱託員指導員の増員について、参酌基準になっても現状職員配置基準を守るという答弁したので、減らすことはないという点で安心するとともに、増やすということも考えられていないという点では大変残念な思いです。

増員には予算が伴いますのでなかなか腰が重くなるとは思いますが、児童福祉法のいう「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」うえで増員は欠かせません。そこでお伺いします。

①町としてぜひ国や県に対して増員の助成措置を求めてほしいと思います。町としてそのような要望をするつもりはございませんでしょうか。

2点目の現金の取り扱いについてですが、口座引き落としを含めた安全な現金の取り扱い方法について検討し、なるべく早く改善したいということでした。一日も早くこの問題をなくすようお願いします。

3点目の放課後児童クラブ施設のトイレの増設について、「検討する」という答弁でした。それほど広くない施設のなかでトイレだけを改修するのはなかなか難しい面を持っていると思います。しかし、トイレは日々のことですので、子どもたちがトイレに困らないよう、増設と洋式化をしていただきたいと思います。手洗い場も不足しているようですので合わせて要望しておき

たいと思います。

4点目の放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営についてですが、「放課後子ども教室の一体的な運営においては、ボランティア指導者の確保という課題もあり、一体的な運営は難しい」との答弁でしたので、今のところ一体的運営は考えていないということが分かりました。現状では相当無理があるということですね。

5点目の放課後児童クラブの民間委託についてですが、今後、「一つ的手段として民間委託のメリットやデメリットについて、調査研究していきたい」という答弁で、今すぐには考えていないけれど今後は分からないということだと理解しました。

総務省が先日、「会計年度任用職員制度の導入に関わる事務処理マニュアル（Q&A）」の内容を追加し、通知しました。

「臨時・非常勤職員について、経費削減の観点から会計年度任用職員には移行せず、これまで臨時・非常勤職員が担っていた業務について、民間委託を行うこととしてよいか」という問いに対して、

「臨時・非常勤職員について、それぞれの職の必要性を十分に検討した上で、民間委託によって現状よりも効果的・効率的な行政サービスの提供が可能になると判断できる場合は、その結果として職の整理（廃止）を行うことはあり得る」とする一方で、「しかしながら、それぞれの職の必要性を十分に検討することなく、単に勤務条件の

確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものである」というものです。

国会でも、衆議院総務委員会で、総務省自治行政局公務員部長の大村慎一政府参考人が「単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への移行について抑制を図る、こうしたことは、適正な任用、勤務条件の確保という改正法の趣旨には沿わないものであると考えております」（2019年2月21日）と答弁しています。

私としては民営化に反対ですが、検討するなどは言いません。しかし、今まで述べてきましたように「効果的・効率的な行政サービスの提供」にはほど遠い結果になるでしょう。ぜひ慎重に検討していただきたいと思います。

## 開設時間の延長について

放課後児童クラブに預ける保護者にとって、もう少し時間を延長して欲しいという要望は、保護者の労働時間が長くなっているなか、もっともだと思います。全国では「18時半を超えて開所しているクラブが全体の55%を占めており、増加傾向にあります（第4回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 参考資料2、2018年1月29日）。

しかし、時間延長にともなう問題が発生します。

嘱託指導員は、1日5時間で週6日勤務しています（平日は13:15～18:15、土曜日や学校休業日は8:30～13:30または13:15～18:15）。

土曜日や学校休業日の開所時間は、8:30～18:15の9時間45分です。1日5時間勤務の指導員が早出勤務（8:30～13:30）と遅出勤務（13:15～18:15）をし、15分の勤務の重なりがあっでぎりぎり引継ぎができるといった状態です。

時間を延長するならば、子どもの安全確保のために指導員の勤務時間を延長するか、指導員の増員が必要です。臨時指導員は指導員の補助という位置づけですので臨時指導員しかいない時間を増やすことは避けるべきでしょう。

開所時間を延長するためには、1日5時間勤務から6時間勤務にするか、指導員を増員することが必要です。②開所時間延長に伴う勤務時間の延長、増員についてどのようにお考えですか。

◆教育部長 1問目の国や県に対して嘱託指導員の増員するための助成措置を求めてほしいという質問ですが、放課後児童支援員の職員配置は、国の基準に基づき条例を制定し、この基準により職員を配置しております。

また、児童クラブへの職員配置に際しては、職場の実態に基づいて、必要となる人員を配置しております。

これらの人件費は、現行制度の補助基準内で対応できており、現時点において国や県

へ対し特別な措置を求めることは考えておりません。

2 問目の開所時間延長に伴う勤務時間の延長、増員についてですが、開設時間の時間延長については、まずは利用者の需要を把握するため、ニーズ調査を実施するよう考えております。

その結果、時間延長を実施する場合には、条例の配置基準を遵守し、事業の質を担保しつつ、適正な職員配置とします。また、実施に際しては、配置人数とあわせ、勤務時間や勤務日数などの勤務形態の労働条件について検討するようになると考えております。

### 《3 回目の発言》

1 問目の指導員の増員に対して国の基準と職場の実態に基づいて指導員を配置しているという答弁でした。

国の基準は確かに満たしていますが、職場の実態に基づいていると言えるのでしょうか。指導員さんからは「現状の職員数では全ての子どもたちに目が行き届かない」という声が聞こえてきます。東小や北小では土曜日や夏休みなど学校休業日、午前か午後は臨時指導員しかいないという状態になっています。これでいいのでしょうか。

子どもというのは、予想外想定外のことを起こすものです。だからこそ、そうであることを私たちは想定しないといけない。全国で、そして町内でも起きた不幸な事故からそのことを私たちは学ぶべきです。事件は現場で起こるのです。現場の声にもっと耳を傾けることが必要ではないでしょう

か。

現場の声は、本来であれば児童 40 人に対して 2 人の職員配置をすべて嘱託指導員にしてほしいけれども、最低でも中央小を除く町内 4 小学校に嘱託指導員を一人ずつ増やして欲しいというものです。22 人から 26 人へ、わずか 4 人です。嘱託指導員 1 人にかかる年間経費は社会保険料を含んでも 216 万円で町が単費で増やしても 4 人で 864 万円にすぎません。国や県の補助があれば町の負担は 3 分の 1 になり、288 万円となります。

このことと合わせて、嘱託指導員の人たちが苦勞しているのは、臨時指導員を見つけることです。そもそも嘱託指導員が臨時指導員を探さなければならないこと自体がおかしい。臨時の人の手当がつかなければ嘱託職員が超過勤務をしてカバーしている。ますますおかしい。

そして、人員増についての要望すらしない。不幸な事故が起きる前にぜひ手を打って欲しい。職員増についてもっと真剣に考えていただきたいと思います。そのことを述べまして私の質問を終わります。



# 忙しすぎる学校をなんとかして

教員の長時間労働・多忙化とその是正について

第1回定例会一般質問 2019年3月15日

## ●はじめに

いま、教員の長時間労働、多忙化を解決することは極めて重要かつ緊急性の高い課題となっています。

中央教育審議会（中教審）は文部科学大臣からの諮問を受け、今年（2019年）1月「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申（以下、中教審答申あるいは答申）を出しました。

答申は「教師の長時間勤務の是正は待ったなしの状況」「直ちに改善が必要な差し迫った状況にある」という認識のもと「なによりも文部科学大臣及び都道府県教育委員会、市町村教育委員会等が今以上に本気で取り組むことが必要である」とし、「文部科学省には、働き方改革に必要な制度改革や教職員定数の改善などの条件整備」を何よりも求めています。

## 1. 教員のおかれた実態

昨年、文科省が発表した2018年度「教員勤務実態調査」（2016年10月～11月に実施）からみえる教員の労働実態をまず紹介します。

・月曜日から金曜日までの平日、小学校でも中学校でも一日ほぼ12時間働いています。定められている勤務時間は8時15分～16時45分ですが、実際には小学校勤務で7時30分～19時01分、中学校勤務で7時27分～19時19分も働いている。

・法律で定められた休憩時間は45分で、実際には小学校で6分、中学校で8分です。

・土曜日と日曜日も、一日あたり小学校で2時間以上、中学校で4時間半働いています。中学が多いのは部活動のためです。

・週当たりの残業時間は、小学校24時間30分、中学校29時間41分にのぼり、1か月を4週とすれば、小学校98時間、中学校118時間44分残業していることになります。

厚労省は、これ以上働くと死ぬ可能性があるとする「過労死ライン」を定めていますが、残業が月45時間を超えると過労死のリスクは高まり、1か月あたり80時間を超える時間外労働が2カ月から半年、続く場合は過労死ラインを超えるとされています。小学校、中学校ともに、教員の平均的な働き方が過労死ラインを超えるという異常事態です。月に60～80時間残業をすると、くも膜下出血や脳梗塞といった脳

血管疾患、心筋梗塞や狭心症といった心疾患のリスクが2～3倍になるそうです。

長時間労働は、うつ病などの精神障害も引き起こします。「公立学校の教職員に占める精神疾患による病気休職者数は、ここ数年5,000人前後（全教育職員数の0.5%強）で推移して」おり、「休職者のうち2割程度の者が退職に至っている」（23頁）と答申は述べています。

いま紹介した労働時間は平均値ですから、さらに長く毎日十数時間働いている教員もいます。厚労省の『過労死等防止対策白書』（2018年）の調査結果は、通常期における平日1日の実勤務時間について、

「10時間超 12時間以下」の教員が小学校51.3%、中学校47.6%、「12時間超 14時間以下」の教員が小学校23.3%、中学校31.6%、

「14時間超 16時間以下」がなんと小学校2.1%、中学校3.7%もいます。8時間以内という人は1%もいません。（『白書』108頁）

しかも、これは通常期で、卒業入学期である3月4月はさらに忙しく、労働時間はさらに延びるわけです。

1966年、公立学校の残業時間は週あたり小学校で2時間30分、中学校で4時間弱ですから、一日1時間あるかないかです。それから50年が経ち、2016年には小学校で24時間30分と約10倍、中学校は29時間41分と約7.4倍になっています。

教員の長時間労働は、子どもや保護者にとっても深刻な問題です。

何より、授業準備の時間が足りません。「実態調査」では、小学校教員は1日6コマ分近い授業（4時間25分、小学校の1

別紙1

## 教育職員の精神疾患による病気休職者数(平成29年度)

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数は、5,077人(全教育職員数の0.55%)であり、平成19年度以降、5,000人前後で推移しており、平成28年度(4,891人)から増加。

(※)公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（総計920,760人(平成29年5月1日現在)）

※教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成19年度～平成29年度)



コマは45分)をしていますが、準備は1時間17分です。いま教室には「もう、塾でやったよ」という子どもから、「おれ、勉強しないことにした」という子どもまで、様々な子どもたちが学んでいます。その子どもたちが「面白い」と食いついてくるような授業をするためには、教材研究が必要です。

また、「先生、遊んで」「先生、話をきいて」という子どもたちの声に応じたり、いじめなどの深刻なケースに対応するための時間や心の余裕がなくなっています。保護者と意思疎通をはかるための時間も十分にとれません。

教育は子どもとの人間的な触れ合いを土合に営まれ、保護者との風通しのよさがそれを豊かにします。そのため時間が奪われていることは、

子どもにとっても保護者にとっても、深刻な問題です。

ですから、教員の長時間労働、多忙化を是正することは、先生方の労働条件の改善として重大かつ緊急性が求められているとともに、子どもの教育条件としても大切な国民的課題なのです。

## 2. 教職員増こそ必要

教職員に対する調査で、「過重勤務の防

止に向けて必要だと感じる取組み」の第1位(78.5%)にあげられているのは「教員の増員」です(『白書』115頁)。「日本教育新聞」のアンケートでは、教育委員会の97.2%が国に定数改善を望んでいます(2018年1月1-8日号)。

中教審の議論でも、「持ち授業時間数の上限を」「人材確保、予算確保を」と、多くの委員から教職員の定数増を求める意見が相ついで出ました。要するに、教育に関わるほとんどの人たちが、学校現場に教員を増やすことこそもっとも効果的な問題解決への道だと考えているわけです。

しかしながら、今回出された中教審答申は、定数の抜本的な増加について述べられていません。

財務省は、2016年に全国の公立小中学校の教職員定数を今後10年間で約5万人削減する案を出しましたが、文科省は「定数改善計画がないこの10年間では、小・中学校の通常学級に通う児童生徒1人当たりの教職員定数は、約2%に留まっている」なかで激増する課題に対応しなければならないと反論しました。

「激増する課題」として通級指導——通級とは軽度の障害をもつ児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じて特別な指導を受ける教育形態だそうで





すが——を受ける児童生徒 2.3 倍になっていることや日本語指導が児童生徒 1.5 倍となっていることをあげました。

また、10 年ほど前の『文部科学白書』（2009 年版）では、「教職員数の充実」という項目を立てて「子ども達一人一人のニーズに応じた教育によりその可能性を最大限に伸ばすため、教職員や特別支援教育支援員など専門スタッフの配置を充実することが重要となっています」（33 頁）という認識を示していたわけです。安倍内閣への配慮、忖度なのでしょうが、今回の答申には「教職員数の充実」ということは全く反映されていないわけです。

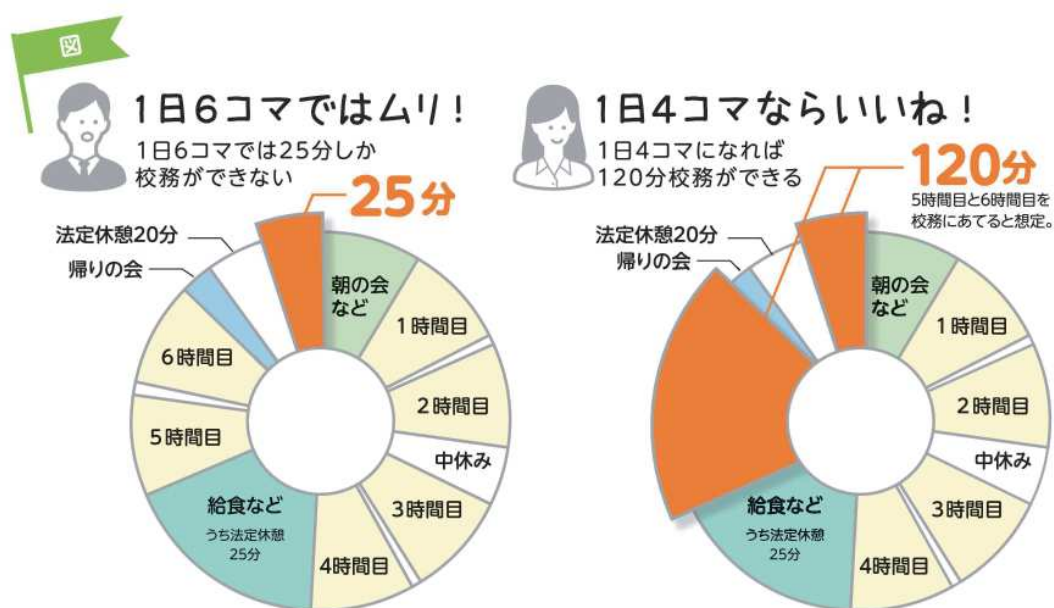
さて、かつてはほとんど問題にならなかった先生方の長時間かつ過密な労働実態ですが、なぜこんなことになったのか。そこには、次の三つの根本的な問題があります。

## （1）国が、教員の授業負担を増やした

第一に、国が教員の授業負担を増やしたことが、今日の長時間労働の根底にあります。

教員 1 人あたりの授業負担は長い間、「1 日 4 コマ、週 24 コマ」とされ、それを満たすことを目標に、定数配置が行われてきました。ところが、国はその基準を投げ捨て、教員の授業負担を増やしたのです。

その一つは、1992 年から部分実施され、2002 年に完全実施となった学校週 5 日制を、教員増なしで行ったことです。「1 日 4 コマ」という基準に従えば、勤務日が週 6 日から 5 日に減れば、担当できる授業も 6 分の 5（約 17%）に減るはずですが、ところが、学校週 5 日制に伴う授業減は約 7%にすぎず、教員の 1 日あたりの授業負担が増えました。



関東地方の小学校教員からの聞き取りをもとに作成。法定勤務時間(午前8時～午後4時半)を円グラフであらわした。オレンジ色の部分が、授業準備など校務ができる時間帯。

その後も教員増なしに、さらに授業が増やされたことです。国は、2003年には学習指導要領を上回る授業時数の確保を求めるといふ異例の通知を出し、2011年には、「ゆとり」「ゆとり見直し」の号令のもとに標準時間も増やしました。しかし、いずれも教員は増やさない。だから教員の負担は増える。極めて当たり前のことです。

その結果、小学校の多くの教員が1日5コマ、6コマの授業をしています。1日6コマの授業をこなし、法律通りに45分間の休憩をとれば、残る時間は25分程度しかありません。そのなかで授業準備や採点、各種打ち合わせや報告書づくりなどの校務が終わるはずがなく、長時間の残業は必至です。45分の休憩も冒頭で紹介したように実際には小学校で6分、中学校で8分です。中学校での授業負担は1日約5コマですが、部活動指導などのため小学校以上の長時間労働となっています。

そこで伺います。

①教員の負担軽減、長時間労働をなくすためには教員増がもっとも重要だと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

◆教育部長 最初に、あらゆる職業にも共通して言えることですが、長時間勤務の縮減の方策として、仕事を減らす（業務削減）、仕事を任せる（外部委託）、人を増やす（人員増）の大きく3点の手段が考えられます。これらの手段をバランス良く効果的に取り組んでいくことが、長時間勤務の

縮減につながっていくと考えています。

業務改善の取組や働き方改革の問題は、財源の問題など、どうしても難しい課題もありますし、保護者や地域の方々に理解と協力を求めなければならないこともあります。まずは教職員が何のために業務改善を行うのかを問い、教職員の意識改革を行う必要があります。業務改善の取組は単に時間短縮を行うだけではなく、教員の子供と向き合う時間が十分に確保され、教育の質を高めていくものであるということを踏まえて取り組んでいく必要があると考えています。

1点目の教員増について、教員を増やすことが最も効果的であるという指摘ですが、現在は、県の基準に基づき、小学3年生以上は40人で学級編制を行っているところです。少人数学級は、児童生徒一人ひとりの状況をより丁寧に把握することができ、個々のつまずきなどに対する指導がより丁寧に適切に実施できる効果があるものと認識しております。

少人数学級の拡大（県費負担の教員増）については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる標準法）」にもとづく県の基準による措置なしに実施することは困難であり、国が責任をもって標準法の改正を行い、進めていくべきものであると考えております。県に対しては毎年、広島県町村会を通じ、県予算並びに施策に関する要望として標準法改正による35人学級の導入を要望しているところです。

## (2) 学校のかかえる課題が増え 「教育改革」による負担も増大

**ふたみ議員** 第二は、1990年前後から、不登校の増加、いじめ問題など学校のかかえる課題が増えたことにあります。「貧困と格差」が広がるもとの、子育てへの不安や困難が深まり、保護者との関わりも複雑さを増しました。こうしたもとの、教職員の負担は増えざるをえませんでした。

しかも同じ時期に、国や自治体は、全国学力テストや自治体独自の学力テスト、行政研修の増大、土曜授業、教員免許更新制、人事評価、学校評価など多くの施策を学校に押しつけました。それらが積み重なり、教職員の多忙化に拍車をかけました。答申でも、学校及び教師の業務が膨大になり、その範囲の明確化が必要だと認めています。施策の多くは、「競争と管理」によって子どもや教職員をおいたてるもので、そのことが教育現場をさらに疲弊させています。

現場の声をふまえ、過大な授業時数の見直しや行政研修・各種研究授業の簡素化など「文科省通知」にもある事項を含め、大胆な見直しが求められます。勤務の適切な割り振りの推奨など労働時間短縮のための措置も重要です。さらに、教育施策

によって現場の負担を再び増やさないよう、「何かを加えるのなら、何かを削る」を鉄則とすべきです。

そこで伺います。

②業務の削減について町として既に実施していること、今後検討していることがあれば教えてください。

◆**教育部長** 府中町においては平成29年度から文部科学省の「学校における業務改善加速事業」を県内で唯一受託し、県教育委員会と連携して、業務改善を進めているところです。教職員の印刷業務やアンケート集計等の事務作業を支援するスクールサポートスタッフや、これまで担任教員が対応してきた個々の生徒や保護者への相談等に、専門的な立場から対応を行うスクール・カウンセラー、福祉機関等との連携を行い家庭への支援や働きかけを行うスクール・ソーシャル・ワーカー等、外部の人材を積極的に活かすことで、長時間勤務の削減も



目指し、平成31年1月に実施したアンケートによると、子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合は、小学校が91.1%、中学校が83.1%となっており、これまでの調査の中では過去最高の結果となっております。

また、調査の時期や学校種によって多少の増減はありますが、教員の1週間当たりの合計勤務時間を町全体の平均で文科省の事業を受託する前と今年度（平30）を比較しました。5月で27時間減、10月で4.0時間減、1月で2.7時間減となっており、1日平均で算出すると約30～48分の縮減効果が出ているところです。

来年度につきましては、児童生徒の出席簿の管理や指導要録、成績処理等を町の統一仕様としてシステム管理する「校務支援システム」を導入することとしており、更なる業務改善を目指したいと考えております（中教審資料では、平日30分、年間約120時間の軽減効果があると示されている）。

### **（3）「残業代ゼロ」法（給特法）が、長時間労働を野放しにした**

**ふたみ議員** 第三に、公立学校の教員が、法律（公立学校教育職員給与特別措置法）で例外的に「残業代ゼロ」とされてきたことも重大です。わずか4%の教職調整額を支給するだけで一切残業代を払わない。

給料月額4%分というのは、1966年度に文部省が実施した「教員勤務状況調査」において一週間における時間外労働の合計

が、小中学校で平均2時間程度だったことから算出されたものです。ところが今日では、週に小学校24時間30分、中学校で29時間41分もの残業を余儀なくされています。

この「残業代ゼロ」「定額働かせ放題」という事態は、学校現場における時間意識を希薄にしました。いくら残業しても払わない＝払われない残業時間をカウントする意味がなくなり、残業時間が延びることを気にかけなくさせました。さらに、国や自治体のコスト意識も希薄にしました。残業代の増大ということにならないのでつぎつぎ学校現場に新しい教育内容や課題を押しつけることになった。

教員の平均的な労働実態が過労死ラインを超えるような事態になっても、文部科学省の見解は、「時間外の業務は……内容にかかわらず、教員の自発的行為として整理せざるをえない」というものです。最高裁もこれを追認しています。

給特法により、1生徒の実習、2学校行事、3職員会議、4非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等という「超勤4項目」以外については、法的には残業をしていないことになっているのです。

答申は「給特法のために、学校の勤務時間管理が不要であるとの認識が広がり、また同時に教師の時間外勤務を抑制する動機付けを奪い、長時間勤務の実態を引き起こしているとの指摘がある」（44頁）と認めざるをえませんでした。

残業代の不払いは、民間企業や私立・国

立の学校では「労働基準法違反」です。しかし、公立の学校ではそれが「合法」とみなされてしまっているのです。

残業代を支給することは当たり前の働くルールであり長時間労働に歯止めをかけるしくみの一つです。教員の適用除外が誤りであったことはいままで述べてきました教員の労働実態が裏づけていると思います。

そこで伺います。

③実態にそぐわない給特法を改正し、割増賃金を支払う残業代の制度を導入することは、長時間労働に歯止めをかける仕組みの一つだと考えます。その上で残業時間の上限を厚生労働大臣の告示である「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間以内」とする制度に変更する方向で検討することが重要だと考えますが、この点について見解をお聞かせください。

また、今年 4 月から労働時間把握が使用者（行政、校長）の法律上の強い義務となります。問題の多い自己申告制ではなく、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認することが求められます。現在の労働時間把握はどのように行っているのが、今後どのようにするかについてもお答えください。

◆教育部長 教員の自発性や創造性といった職務の特殊性と勤務態様の特殊性に着目して制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる給特法。昭和 46 年制定）」により、教員には、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した教職調整額を支給し、

時間外勤務手当を支給しないことや、正規の勤務時間を超えて勤務を命じる場合は、いわゆる超勤 4 項目に関する業務に限定されることが定められました。

平成 31 年 1 月の中教審答申においても、この給特法が長時間勤務の実態を引き起こしているという指摘や課題が示されましたが、労働安全衛生法に基づく勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外勤務は月 45 時間）に基づいた在校時間の縮減のための取組を徹底することや、教員の働き方改革を確実に実施し、成果を出していくことを求めるにとどまり、給特法の具体的な見直しについては言及されておられません。

教育委員会としましては、この中教審答申や県教委が定める方針等を踏まえ、具体的には子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が 80%以上、時間外勤務が月 80 時間を超える教員が○人となること等を目指した「府中町立学校における働き方改革取組方針」を定めることとしており、この上限ガイドラインの趣旨も踏まえたものにしたいと考えております。

なお、労働時間の具体的な把握につきましては、全ての学校において、各自が専用パソコンによって出勤時と退校時の時間をワンクリックで確認し、自動的に入校退校記録が処理され、在校時間や時間外累計処理ができる仕組みが整っており、客観的な記録を把握しております。

### 3. 「消える残業」 ——変形労働時間制

ふたみ議員 答申は「一年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべきである」と提言しています。答申もいうように「公立学校の教師も含めた地方公務員に対しては適用除外となっており、地方公務員については現在、一年単位の変形労働時間を導入することはでき」ません。

一年単位の変形労働時間制とは、一年間のなかで閑散期（業務量が比較的少ない時期）の労働時間を短くし、その分だけ繁忙期（業務量が比較的多い時期）の労働時間を長くしようというものです。一年単位の変形労働時間制において閑散期として想定されているのは「夏休み」です。しかし昔とは違い教員は出勤して仕事をしています。答申にも「夏季休業期間中の業務量を一層縮減することが前提となる」と書かざるをえなかったのです。

教員は「夏休み」期間を含め、定時の終業時刻よりも早く帰れるような日が続く月はありません。8月にも残業があり、それ以外の月はほぼ過労死ラインを超える業務量となっています。

変形労働時間制は一部の民間企業におい

てはすでに導入されていますが、労働時間が短くなったというような話は聞きません。ある社会保険労務士はインターネットのサイトで「祝日などのある月と他の月を平均することにより各月の所定労働時間を長く取ることもでき、残業時間削減の効果が高い制度です」と正直に書いています。正確には残業時間削減ではなく、支払う残業代を減らすことのできる制度です。

先ほども申しましたように、現在、教員に残業代は支給されておられません。では何が変わるのか。残業時間は減らないのに残業としてカウントされる時間が減るだけ。いま流行している統計偽装と本質は同じです。

問題の根本にある教員定数や「残業代ゼロ」の見直しを行わず、「変形労働時間制」の導入によって見かけの残業時間を減らす。これでは異常な長時間労働が制度化・固定化され、新たな矛盾も生じ、問題は解決しません。

市町名	小学校	中学校	計
広島市	7	0	7
呉市	6	4	10
竹原市	2	0	2
三原市	5	1	6
尾道市	3	3	6
福山市	4	6	10
府中市	0	1	1
三次市	0	1	1
庄原市	1	1	2
東広島市	14	0	14
廿日市市	1	2	3
安芸高田市	2	1	3
府中町	0	1	1
海田町	2	1	3
熊野町	0	1	1
安芸太田町	0	1	1
大崎上島町	1	0	1
神石高原町	0	1	1
計	48	25	73

※県教委と広島市教委調べ。対象は公立の小中学校と義務教育学校で、15日現在。大竹市、江田島市、坂町、北広島町、世羅町は欠員なし

そこで伺います。

④変形労働時間制では問題は何一つ解決しないと思いますが、教育委員会は変形労働時間制の教育現場への導入についてどのようにお考えですか。

◆教育部長 中教審答申では、1年単位の変形労働時間制の導入について、児童生徒が学校に登校し、授業のある課業期間と、登校しない長期休業期間とでは、その繁忙・閑散の差が実際に存在しており、1年単位の変形労働時間制を適用することができるよう、法制度上措置すべきであると示されたところです。また、導入の前提として、長期休業期間中の勤務を縮減するため、部活動の休養期間の設定や指導時間の縮減、参加する大会の主催者に対する日程や規模等の見直しの検討の要請など、検討すべき事項も多く示されたところです。制度の導入にあたっては、国や県の状況を注視し、慎重に検討していく必要があると考えております。

#### 4. 非正規雇用と 教員のなり手不足

ふたみ議員 2月28日付「中国新聞」は広島県議会で、教員確保が論戦テーマとなっていると報じています。今年1月末現在で小中学校と義務教育学校で計74人の教員が配置出来ていません。

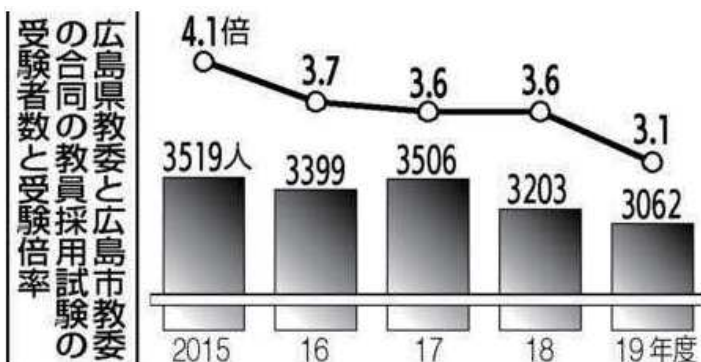
昨年11月27日付「中国新聞」は「常勤教員の不足数は(11月)15日現在、小学校が12市町の45校で48人、中学校が14市町の22校で25人の計73人に上る。ベテランの大量退職などが背景にあり、一時的に授業ができないケースも生じた」と伝えました。府中町も中学校で欠員が1名とあります。

記事は「教員不足の背景には、国の公務員削減の流れに沿った正規教員(再任用などを含む)の人数の抑制がある。公立小中学校の定数に占める正規教員の割合(5月1日現在)は、広島市を除く県内で本年度は90・5%。広島市を含めていた10年度と比べると、0・4ポイント下がった。定数に足りない分は臨時教員を充ててきたが、採用数が増えている正規教員への合格などで、なり手が減少している」

非正規教員が全体の1割を占めています。

広島県の教員採用受験者数は2015年度に3519人でしたが年々減少し2019年度には3062人となっています。受験倍率も4.1倍から3.1倍へと減っています。

過労死ラインを超えるような過酷な労働実態は学生にも知られるようになり、教員



を志望する学生を減らすことになっている。過酷な労働実態はまた、毎年大量退職を生み、それを補うべく大量採用するがまた辞めていくという悪循環を引き起こしています。正規採用を抑制して臨時採用で穴埋めしていくという教員政策の失敗です。

答申は「教師とは崇高な使命を持った仕事」であるとか「教師は魅力ある仕事」といった空文句で「これから教師を目指そうとする者の増加」(8頁)を期待しているようですが、きちんとした待遇＝正規教員を増やすことのない「働き方改革」ではとても実現不可能と思われる。

湯崎県知事は「臨採教員を全て正規教員に切り替えると、新たに約7億円の人件費が生じる」「財源の確保に努める」と答弁しました。あたかも大きな負担であるかのような口ぶりです。しかし、その一方で69億円もの建設費を投じて「グローバル人材」の育成をうたった超エリート中学・高校を今年4月開校させます。ごく一握り——中学校1学年40人、高校1学年60人の中高合わせて300人——のための学校さえつくらなければ、広島県内全ての小中学校、義務教育学校あわせて約23万人の児童・生徒のために正規教員を増やす約10年分の予算があったのです。

そこで伺います。

⑤府中町を含む広島県内の非正規雇用、臨時採用教員の実態と教員不足の状況がどのようにになっているのか教えてください。

◆教育部長 学校には正規雇用されてい

る教員の他に定数内臨採(欠補)や産休・育休代員、病休・休職代員、介護休暇代員などの臨時的任用、特定の時間にのみ教科指導等を行う非常勤講師もあり、多様な勤務形態による職員が勤務しております。

1月現在で府中町の小学校の県費の正規教員(=定数)117人中、欠補や産育休代員等の臨時的任用職員は19名となっており、割合にして162%の職員が正規雇用ではない者となっています。(6人に1人が非正規雇用)。また中学校は、62人の正規教員(=定数)の中で臨時的任用職員は8人となっており、割合にして12.9%の職員が正規雇用ではない者となっています(8人に1人が非正規雇用)。

安定した学校運営を行うためには正規教員の配置が必要であり、非常に厳しい現状です。非正規雇用の職員(正規教員ではない臨時的任用職員)は原則年度内の雇用となっており、雇用が不安定であるという課題は認識しており、できるだけ正規の教員を配置していくことが望ましいと考えておりますので、正規教員の増員(定数内臨採の解消)につきましては、任命権者である県に対して強く申し入れているところで

## 5. 町独自の人的措置について

ふたみ議員 いままで縷々申し上げましたように、教員の多忙化、長時間労働の是正には教員を増すこと、増員が欠かせません。教員の採用は県の仕事であり、そのための予算措置は国に責任があります。しか



しながら、国も県も増員には消極的であり、町としても、国、県への要望、町としてできる独自の措置を進めて頂きたいと思えます。府中町はその点で頑張っているということも聞きます。

そこで最後の質問です。

⑥業務改善に関わる、町独自の人的措置はどのようなものがあるのでしょうか。お答えください。

◆教育部長 業務改善にかかわって府中町では県の措置に加えて町独自措置しているスクール・カウンセラー（中学校区に週1日+町費3日措置）や、町費単独の教育支援員（小15人・中3人）や学校生活・学習支援員（小7人・中1人）、給食指導支援員などを措置しているところです。県費単独で措置しているスクール・ソーシャル・ワーカーもありますが、教育委員会としましては、こうした教員以外の外部の人材を積極的に活かしながら、教員の長時間勤務のさらなる縮減を目ざしていきたくと考えております。

## 《第2問》

ふたみ議員 まず、町として、スクール・サポートスタッフ、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーなど、外部の力を活用して教員の業務削減が進んでいることを評価したいと思います。

答弁にありましたように、業務削減、外部委託、人員増のいずれもが必要とされて

いると思います。しかしながら、この3つのなかで要をなすのはやはり人員増です。人を増やして、教員一人当たりの持ち仕事、負担を減らす。そのことなしに業務削減と外部委託だけでは異常な残業を大きく削減することはできません。部長が「指導がより丁寧に適切に実施できる効果がある」と言われました少人数学級も教員増によるものです。

「意識改革」も確かに必要かもしれませんが、教員の平均的な働き方が過労死ラインを超え、授業準備もままならず、数分の休憩時間しかない。こういう働き方をしている教員にいったいどんな意識改革を求めるといえるのでしょうか。

「教員の子供と向き合う時間が十分に確保され、教育の質を高めていく」ことの要に人員増が据えられなければならないことを改めて強調しておきたいと思えます。

もちろん、人員増は町単独では難しいことも承知しております。第5の質問に対して「安定した学校運営を行うためには正規教員の配置が必要であり」、正規教員の増員を県に対して強く申し入れていると答弁されました。引き続き、県に対して要望を続けていただきたいと思います。

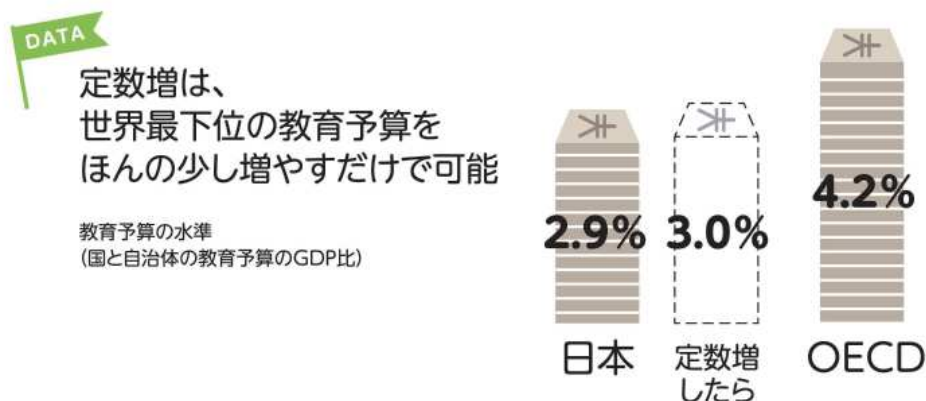
第3の質問、教員の残業の規制についての認識をお伺いしましたところ、「時間外勤務が月80時間」を超える教員をゼロにすることをめざすと答弁されました。月80時間は過労死ラインを超えています。これでは教員の生命と健康を守り、児童・生徒への行き届いた教育を受けさせること

はできません。月 45 時間を上限とするガイドラインに沿った取り組みが求められます。

最後になりますが、この質問を準備して、いまから 40 年ほど前、中学校で先生が、「学校、スクールという言葉の元々の意味は余暇、ひまだ」と話されたことを思い出しました。古代ギリシャ語のスコレー (scholē) が学校という言葉の源であると。暇だから勉強するということではなく、労働から解放された自由な時間、学んで自らの能力を高めるという積極的な意味なんだと思います。学ぶ場にはゆとりがないとい

けない。いま日本の学校は、この学校の語源からいかにかけ離れたところに来てしまったんでしょ。教師も生徒もスコレー、自由な時間を奪われ、そのことがさまざま問題を引き起こしています。

学校にゆとりを取り戻すことは、町政だけでは完結しない全国民的課題ですが、私たちとしては、あれは国の問題、県の問題とだけ言っているわけにはいきません。すでに業務削減など対策を立てつつあるようですので、引き続きピッチをあげて教員の長時間労働削減に努力していただきますよう要望して私の質問を終わります。



全日本教職員組合（全教）元書記長の今谷賢二さん、全教広島書記長の神部泰さんに本稿を読んでいただき貴重なアドバイスをいただきました。また、下記にある党の政策「教職員をふやし…」と党文教委員会責任者、藤森毅さんの論考からは引用符なしで質問に織り込んでいることをお断りします。

#### 《参考文献》

- ▼日本共産党「教職員をふやし、異常な長時間労働の是正を 学校をよりよい教育の場に」(2018年11月)
- ▼藤森毅「教職員の異常な長時間労働の是正を——党提言のインパクト」『前衛』2019年1月号、同「教職員の異常な長時間労働の是正を」『議会と自治体』2019年2月号
- ▼「学校の働き方を考える教育学者の会」2018年12月4日記者会見資料
- ▼金子真理子「非正規教員の増加とその問題点」『日本労働研究雑誌』2014年4月号

# 原発事故 広域避難計画の欺瞞性

——島根原発事故発生時の府中町の対応について

府中町議会第5回定例会一般質問 2018年12月18日

## ●はじめに

島根県は、中国電力島根原発の事故を想定した広域避難計画（「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」）を2016（平成28）年3月に公表しました。

島根原発から30キロ圏内の松江、出雲、安来、雲南4市の約39万人の避難先を、島根県内と広島、岡山両県の61市町村に設定。このうち広島、岡山は49市町村に約27万人が避難する想定となっています。広島県の受け入れは松江市、出雲市、雲南市から17万1370人です。離島である大崎上島を除く22市町が受け入れます。広島市が4万7600人、福山市が2万2600人、呉市が1万8250人。安芸郡4町は、海田町700人、熊野町1350人、坂町1600人、府中町1600人です。

「避難先となる自治体からは避難受け入れの了解をいただいた」と計画には書かれており、府中町は、出雲市鳶巣（とびす）地区にお住まいの520世帯1600人の方々の受け入れるということも決まっております。

原発事故はあってはならないことですが、東京電力福島第一原発事故（以下、福島原発事故）が示すように、事実起こったことであり、今後も起こりうる。だからこ



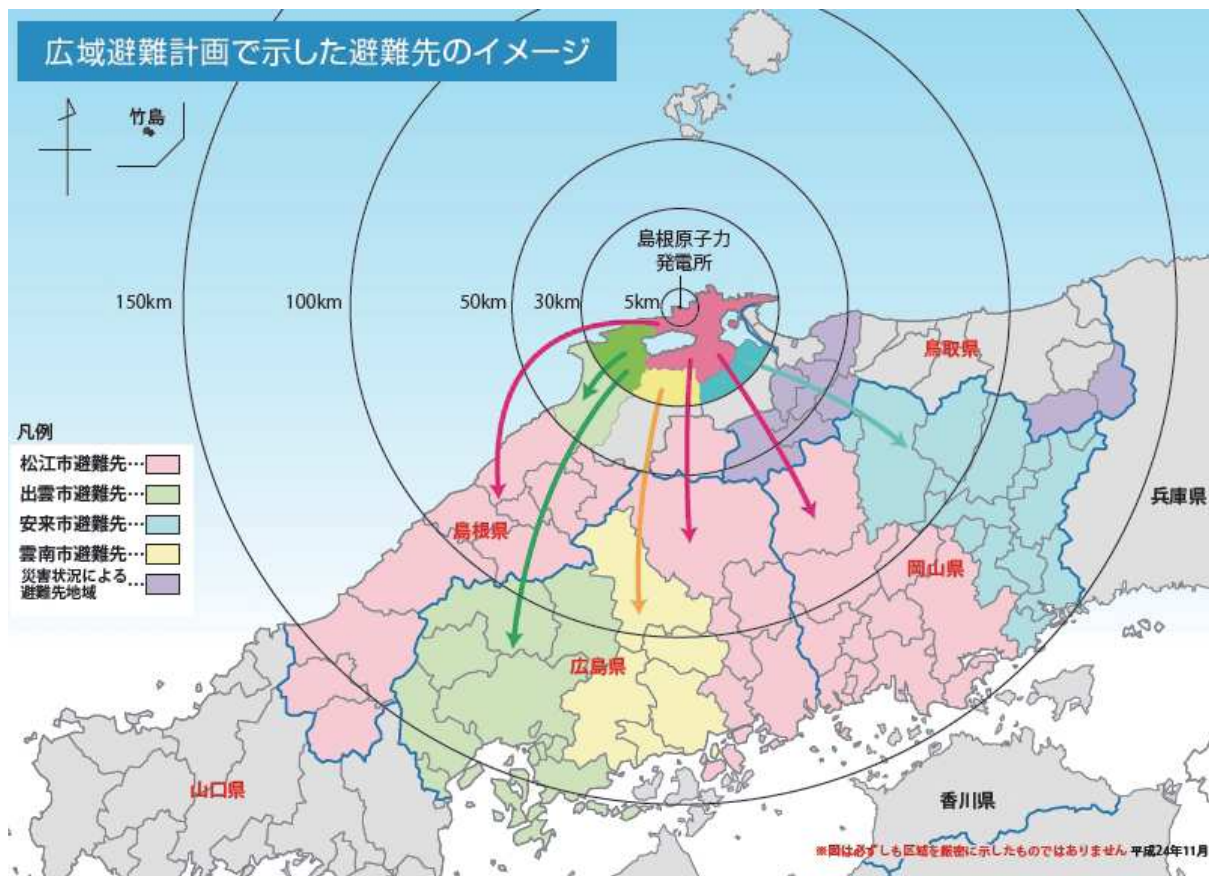
中国電力島根原子力発電所

そ広域避難計画も策定されたわけです。

不幸にして事故が起きた場合、私たちは出雲市から避難されてくる1600人の鳶巣の方々を受け入れ、安心して避難生活を送ってもらい、生活再建の手助けをする責任があります。

## 1. 島根原発と避難計画

島根原子力発電所は、島根県松江市鹿島町にあります。かつては「日本で一番都道府県庁所在地に近い原発」と言われていましたが、2005年に鹿島町が松江市と合併し、県庁所在地に立地する唯一の原子力発電所となりました。半径10km内に県庁、松江市役所、島根大学、原子力防災センターなど中枢施設を抱えています。ちなみに島



根原発と府中町との距離は 135kmです。

島根原発の概要ですが、1号機は沸騰水型で出力46万kw、1974年3月に運転を開始し2015年4月に廃炉になりました。2号機も沸騰水型炉で出力約82万kw、1989年2月に運転開始。プルトニウムを使ったプルサーマル発電開始を予定。福島原発事故後の2012年1月に停止して約7年が経ちます。3号機は、浜岡原発5号機などと同じ改良沸騰水型炉で出力137万3千kw、2012年3月に運転開始を予定していましたがまだ稼働しておりません。今年8月に新たに運転適合審査申請を行いました。規制委員会から、申請書の不備を厳しく指摘され、審査が休止しています。

ですから、現在、島根原発は1台も稼働しておらず、今年の猛暑でも電力供給に不

足はありませんでした。原発はいらないということです。しかし、中国電力は2号機の再稼働と3号機運転開始を実施しようとしています。

原発事故が起きたさいの避難区域は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」）の前は、原子力発電所から8～10km圏としていました。福島原発事故では、この範囲を超えて避難することが必要になり、さらに放射性物質の影響が広範囲におよび、住民避難が長期化するなど従来の原子力防災体制では十分対応できない状況となりました。そこから、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を策定し、避難区域を30km圏に拡大しました。これに伴い、原発事故に係る地域防災計画や避難計画も30km圏の範囲について策定することになったわけです。

30kmより外であれば安全ということではありませんが、国としては避難区域を30km圏内と定めたわけです。それに従って広域避難計画は作られました。

39万人が自家用車あるいはバスで避難することになります。渋滞を緩和させるために乗り合わせが原則とのことですが、混乱は避けられないでしょう。出雲市鳶巣地区から府中町まで通常であれば3時間以内に着きます。果たして鳶巣地区の方がぶじ府中町までたどり着けるのかについても甚だ心配であります。しかし、ここでは府中町に鳶巣地区1600人の方が府中町に到着し避難したという前提で質問いたします。

まず、受け入れ計画の策定についてです。

内閣府は2016（平成28）年3月に「原子力災害発生時における避難者の受入に係る指針」を作成し、「受入市町村は、原子力災害発生時等の避難者の避難生活支援に関する具体的な手順等について、あらかじめ検討し、マニュアル等の中で定める必要がある。また、受入市町村は、平時から、要員の研修、各種調査等の実施、訓練の実施、避難先施設での物資等の備蓄について検討し、避難元市町村と協議することが重要である」と書かれています。

そこでお尋ねします。

①9月20日付山陰中央新報は「広島、岡山両県の49市町村のうち、8割の自治体が受け入れ計画の策定に未着手である」と書いていますが、受け入れ計画の策定は府中町ではどうなっているのでしょうか。

また、②受け入れについていつどこでどのような論議があったのでしょうか。人数

を1600人としたのはどのような理由にもとづくのでしょうか。

◆生活環境部長 議員ご指摘のとおり、原発事故はあってはならないことではございますが、島根原発事故が万が一発生した場合、島根県と広島県による県間防災協定に基づき、避難者の受け入れ要請に応じているものでございます。

これは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による東京電力(株)福島第一発電所での原子力災害を踏まえ、広域避難については、あらかじめ避難先を定めておくことが重要であるとのことから、島根県が広域避難を広島県に要請、広島県から島根県の方に本県受け入れ市町村が被災しておらず、受け入れが可能であることを条件として、平成24年11月15日付で了解され、当町も広域避難の受け入れを行うこととしたものです。

では、まず、1つ目のご質問、受け入れ計画の策定状況についてですが、現段階では受け入れ計画は策定しておりません。これは、避難者に対して、通常の災害発生時の避難と同じ対応を行うこととしていること、また、広域避難の手法等については島根県や出雲市が策定している広域避難計画、出雲市策定のガイドブックにおいて規定されているためです。

町としては、「原子力災害に備えた島根県からの避難者受け入れに係る府中町における計画等策定指針」は作成しており、今後、島根県、出雲市と協議調整し、必要に

応じて作成は検討してまいりたいと考えております。

続いて2つ目のご質問、受け入れ人数1,600人の理由について、でございますが、島根県においては、東京電力(株)福島第一発電所での原子力災害の教訓から、地域コミュニティを維持するという観点から地区単位で避難先を選定されております。

府中町では「出雲市 鳶巣(とびす)地区」の住民、約1,600人の皆様の受け入れとなっております。

## 2. 避難の受け入れについて

ふたみ議員 つぎに避難の受け入れについてです。

島根県作成の広域避難計画では「円滑な避難受け入れに当たって検討すべき事項」として次のようなものが挙げられています。

- 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布
- 避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握
- 避難住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制への早期移行
- 良好な生活環境を確保すること(健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策)
- 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営
- 外国人への配慮
- 家庭動物のためのスペースの確保 等

先日、NHKのニュースで報じられたの

ですが、医師や災害の専門家で作る避難所・避難生活学会が国や自治体などに対して、避難所の環境の抜本的な改善を求める提言をまとめたそうです。

NHKニュースは次のように伝えております。

「近年、災害時の避難生活による体調の悪化などで亡くなる《災害関連死》が問題になっていますが、提言では、関連死の主な原因は、不便で不潔なトイレや冷たい食事、床での雑魚寝などといった避難所の環境にあるとしています。こうした状況を改善するため、避難所では快適で十分な数のトイレや温かい食事、それに簡易ベッドを提供することを標準とすべきで、そのためにはトイレ・キッチン・ベッド＝《TKB》の準備をふだんから進める必要がある」

●トイレ…数が不足していたり汚いと、水や食事を控える人が増え、健康上のリスクを高める。快適で十分な数のトイレを導入することが必要。

●キッチン…パンやお握り、弁当など、冷たくて栄養の偏った食事によって被災者が体調を崩し、精神的にも負担になる。温かく、栄養のとれる食事が必要。

●ベッド…床から舞うほこりを吸い込みにくくし、衛生的な環境を保てる。床から伝わる冷たさを防いだり、腰掛けることもできる。段ボールベッドなどの簡易的なベッドが必要。

(「NHK NEWS WEB」2018年12月9日)

そこでお尋ねします。

③避難受け入れ先はくすのきプラザ、府

中公民館、町立体育館となっていますが、1600人も収容することができるのでしょうか。一人あたり面積はいくらぐらいになりますか。十分なトイレの数、温かい食事、簡易ベッドが必要になりますが、どのような対策を考えていますでしょうか。

◆生活環境部長 3番目のご質問、まず1,600人が収容できるのかについてですが、1人あたり通路等共用部面積を含み2㎡換算として算定し、くすのきプラザギャラリー 320㎡で160人、大アリーナ 1,028㎡で514人、会議室1・2、研修室1・2で合計140㎡に70人、チャイルドルーム 17㎡で9人の合計753人、町立体育場体育館 970㎡で485人、府中公民館会議室等 847㎡で423人の合計1,661人としております。

これは、当町の避難所管理運営マニュアルで定めております1人あたり面積の考え方3.3㎡あたり2人、1人あたり1.65㎡とほぼ同様の面積を確保できる換算値でございます。

また要援護者につきましては、くすのきプラザ小アリーナでの受け入れを考えており、121㎡で24人、福寿館 178㎡で36人の合計60人を受け入れ可能としております。なお、要援護者につきましては、要援護者おひとりおひとりでご事情も異なることから、必要な面積も異なっております。そうしたことも考慮し、1人あたり概ね5㎡換算し、受け入れ人数として定めております。

このように、想定された約1,600人の

受け入れについては、可能と判断しております。しかし、議員ご指摘のとおり、避難者数や期間等に応じ、プライバシーの確保やトイレ、食事、簡易ベッドといった生活基盤など様々な課題が生じてくる恐れがあります。町としましては、1つ目のご質問の回答でも答弁させていただきましたが、広域避難者に対して、通常の災害発生時の避難と同じ対応を行うこととしていることとしておりますが、島根県、出雲市、広島県と協議しながら、広域避難者に寄り添った適正な対応に努めたいと考えております。

### 3. 仮設住宅の設置

ふたみ議員 自然災害、例えば熊本地震の際に避難所生活は最長で7か月も続きました。原発事故の場合は、自然災害と違い戻ることができません。

地震・津波による避難者も含め、福島県から県外への避難者は平成30年11月現在で3万3147人（復興庁調査）となっています。「自主避難者」を含めるとさらに多いでしょう。避難者数のピークは事故から1年後、4月の6万2736人です。半年を過ぎて避難者はなお増え続けているのです。

避難所での生活をできるだけ短期間で終わらせるために必要なのは応急仮設住宅の建設です。

内閣府のつくった「応急仮設住宅の概要」には次のように書かれています。

「災害救助法は、非常災害に際して、応急的に必要な救助を行い災害にかかった者



三原市沼田西町あやめが丘団地内の応急仮設住宅

の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に避難することとなるが、避難所は、災害直後における混乱時に避難しなければならない者を、一時的に受け入れるためのものであるから、その期間も短期間に限定されるので、これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものである」。

応急仮設住宅は災害発生の日から20日以内に着工することになっています。供与期間は建築工事完了から2年以内と極めて短い。仮設住宅はプレハブが多く、音が漏れるなどさまざまな問題があります。

今年7月の豪雨災害では、広島県は、呉市、坂町、三原市に応急仮設住宅を整備しましたが、三原市に整備する応急仮設住宅については、全木協の広島県支部である全木協広島県協会が木造で整備しました。

8月2日から工事が始まり、8月31日に広島県に引き渡されました。その後、9月3日から入居が始まっているそうですので、木造でもわずか1か月でできます。

応急仮設であっても、長期間住み続けることのできるものを作ることは原発避難の場合は極めて重要だと思います。東日本大震災の応急仮設住宅建設は、談話室、集会所、造成費、追加工事を含

む建設コストの1戸あたりの平均で、岩手県が617万円、宮城県が713万円、福島県が689万円となっており、これだけのお金をかけるのですから、「応急仮設」とはいえども長らく住めるもの、県が三原市に作った木造応急仮設のようなものを作るべきです。

この応急仮設住宅が鳶巣地区からの520世帯分必要になるわけです。そこで伺います。

④原発事故の場合は自然災害以上に避難生活が長期化します。すみやかに仮設住宅への入居できるようにしなければなりません。仮設住宅はどこにつくるのでしょうか。

◆生活環境部長 4番目のご質問、長期化、仮設住宅についてですが、当該広域避難は、災害対策基本法第86条の3に基づく「広域一時滞在」とするため、避難者の受け入れ期間は最長6ヶ月を想定してお



ります。島根県、出雲市の見解では、半年の期間で仮設住宅の建築が可能と判断されております。なお、町での仮設住宅の建築は想定しておりません。

## 《第2回目の質問》

ただいまの答弁を伺って大変驚きました。

3つの施設で1600人どうやって受け入れるのか不安に思っていました。が、「一人あたり通路等共用部面積を含み2㎡換算で算定」しているとのこと。これは1m×2mですから畳一枚よりちょっと大きいだけ。しかも通路など共用部面積も含めてのことですから実際にはもっと狭いわけです。横になることすらままならないでしょう。簡易ベッドの標準的なサイズは1900mm×900mm。これを敷き詰めたら通路すら確保できない。プライバシーを守ることできません。

これでどうやって「広域避難者に寄り添った適正な対応」ができるのでしょうか。まさに机上の空論です。

さらに驚いたのは、今回の避難計画は。災害対策基本法第86条の9に基づく「広域一時滞在」であって「避難者の受け入れ期間は最長6か月を想定」したものの。仮設住宅建設について、島根県、出雲市が、半年の期間で可能だと言っているということです。

「島根県広域避難計画」「出雲市広域避難計画」には、原発事故が起きた際の避難が、災害対策基本法第86条9の「都道府県外

広域一時滞在」(※)にあたり、その期限が半年であるというようなことは一言も書いてありません。しかし、受入れ先の自治体にはそのように伝えている。この広域避難計画は、原発再稼働のために作られたと言われています。万が一事故が起きても、きちんとした受け入れ先がある、だから大丈夫だと思ってもらうことが狙いだ。しかし、実際にはわずか半年の一時滞りにすぎない。「広域避難計画」は島根県民、出雲市民をペテンにかけるようなものです。

東京電力福島第一原発と同じような事故が起きれば、島根原発から30km圏内のほとんどが帰宅困難地域になるでしょう。帰りたくても帰れません。

おそらく松江市の方も出雲市の方も、原発避難がわずか半年の「一時滞在」であり、半年後には、放射能が残留する松江市や出雲市へ戻り、仮設住宅に住むことになるなどとは夢にも思っていないでしょう。事故が起きても広島県や岡山県の市町村が受け入れてくれ、そこで生活再建ができると考えているはずです。

「広域避難計画」は国の指示で島根県や出雲市などが作ったものであり、避難が一時滞在であることは府中町の責任ではありません。しかし、半年過ぎたからあとは知りませんということにはならないでしょう。

改めてお尋ねします。

福島原発と同様の過酷事故が起きても、半年後には島根県出雲市に帰ることができる、仮設住宅を造り、そこで安心して暮らすことができるとお考えですか。

(※)第86条の9 前条第一項に規定する場合(市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合)において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在(以下「都道府県外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

◆生活環境部長 まず、1600人の受け入れですが、3つの施設を可能としておりますが、答弁でも申しましたとおり、通常の災害発生時の避難と同じ対応を行うこととしており、当町の避難所管理運営マニュアルで定めております1人あたり面積の考え方3.3㎡あたり2人、1人あたり1.65㎡とほぼ同様の面積を確保できる換算値として報告し、計画策定されているわけですが、避難期間、避難者数などの状況に応じ、場合によっては、他の公共施設の活用も検討することを考えております。

ご質問されております「出雲市に帰ることができる、仮設住宅を造り、そこで安心して暮らすことができるとお考えですか」についてでございますが「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」第4章住民(一般)の避難体制で、「避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県、関係4市(松江市、出雲市、安来市、雲南市)は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする」とされ、また、「国、島根県、関係4市等が連携をとりながら早期に調整を進め、避

難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させる」と定められております。出雲市においても「原子力災害に備えた出雲市広域避難計画」に同様の定めがございます。

仮設住宅の建設については、島根県、出雲市が主導で行うもので、また、町域での建設可能な場所を確保しているわけではございませんが、町としましても、広域で考えるべき案件と認識しており、国、県、関係市町村と連携一調整を進め、避難された方に必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

### 《第3回目の質問》

うまく、躲(かわ)されました。帰れるとも帰れないともお答えにならなかった。「福島原発と同様の過酷事故が起きても、半年後には島根県出雲市に帰ることができる」と言えば、事実と異なり、大問題になる。「帰ることができない」と答えれば立場上困るわけです。原発事故から半年後に出雲市に戻るなどということは狂気の沙汰としか言いようがありません。

確かに部長が仰るように「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」には「避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする」「国、島根県、関係4市等が連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させる」(16ページ)と書いてありますが、賃貸住宅、仮設住宅等がどこへ建てられるのか、どこへ移転するのかということは書いていない。まさか

6ヶ月後の移転先が放射能の残留する島根県の関係4市——松江市、出雲市、安来市、雲南市——だとは誰も思っていないでしょう。放射能に汚染されていない安全なところへ避難し、そこで賃貸住宅や仮設住宅に住むことができるかと当然思っているはずです。

自然災害なら一時退避して元のところに帰るのは当たり前のことです。しかし、原発事故は違います。戻ることができない。それなのに半年で戻る前提で計画が作られていることに大変驚きました。

また、島根県や出雲市の作った「広域避難計画」が、地震や豪雨災害など自然災害にあったときに適用される災害対策基本法に基づくものだという点にも大きな衝撃を受けています。

「原子力災害に備えた広域避難計画」。そもそも原発事故のことを「原子力災害」と呼び、あたかも自然災害と同じであるかのように装い、自然災害のためにつくられた災害対策基本法を原発事故に適用することは誤りだということを指摘しておきたいと思います。

## 島根原発が事故を起こせば府中町も

さて、ここまで、わが町府中町が原発事故が起きても安全な避難するにふさわしい場所だという前提で質問してきました。しかし、この点についても検討されなければなりません。

先ほども申しましたように、島根原発と府中町の距離は135kmです。

茨城県水戸市は福島第一原発から127kmで、2011年3月15日の時点で、セシウム134とセシウム137は400ベクレル以上を示しています(※)。栃木県宇都宮市は距離140kmですが、同じく200ベクレル以上です。子どもの健康被害があらわれるのは50ベクレルとされています。135kmという距離は決して安全ではないのです。(みんなのデータサイト編『放射能測定マップ+読み解き集』)

※「東日本土壌ベクレルプロジェクト」が2014年から2017年までの3年をかけて採取した土壌のセシウム134+セシウム137を分析し、その合算値を事故直後(2011年3月15日)の値に補正計算したものの。

長年、瀬戸内海の実環境汚染問題に取り組んできた湯浅一郎氏は、島根原発で福島のような事故が起きたらどのようなことになるのか、次のように述べています。

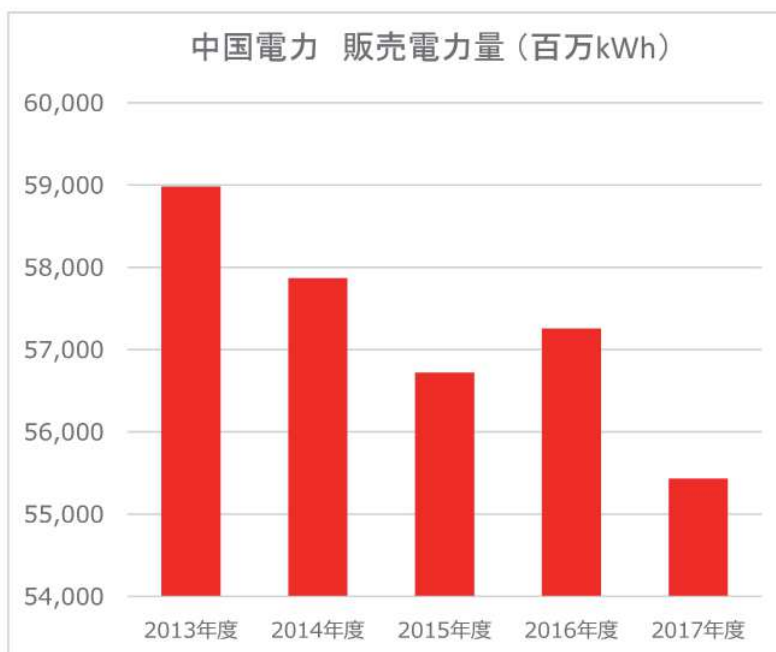
「事故時の気象条件に対応して、山間部などに沿って高濃度の汚染地帯ができる。一旦、落ち着いた分布も、雨に溶け、風により輸送されることで、その分布は変化する。その過程で、河川や湖沼を汚染しつつ、最終的には海に流入する。アユ、ヤマメ、イワナ、ウグイ、ウナギなど内水面漁業の出荷停止や操業自粛は、島根県、鳥取県をはじめ広島県、岡山県など中四国、関西、九州の広域に及ぶ可能性が大きい。例えば中国山脈にそって東西に高濃度の地帯ができれば、雨に溶け、風に運ばれて、結果として日本海、瀬戸内海が汚染される。水源地が汚染されれば、市民の飲み水が危機に

瀬する。これらは、ひとえに事故発生時の気象条件に左右される。(湯浅一郎『原発再稼働と海』緑風出版、105 ページ)

私たちが飲んでいるのは太田川の水です。島根原発事故が起きれば中国山地は間違いなく放射能によって汚染されます。そこから私たちの飲む水はやってきます。そして放射能を運びた水は瀬戸内海へと注ぎ込みます。瀬戸内海は閉鎖性海域ですので、いったん汚染されれば外海へはなかなか出て行きません。瀬戸内の魚も牡蠣もたべることができなくなるでしょう。島根原発が事故を起こせば府中町も決して安全ではない。

瀬戸内海の向こう、愛媛県の伊方町には伊方原発があり、3号機が10月27日再稼働しました。伊方原発との距離は102km、遮るものはありません。伊方原発で事故が起きればひとたまりもないでしょう。

自然災害は被害を小さくすることはできません、地震や豪雨をなくすことはできません。



ん。しかし、原発は違います。島根原発は2012年1月に2号機が停止して約7年が経ちますが、その間、電力供給が逼迫したことは一度もありません。しかも電力需要は年々減っています(左下グラフ)。

原発がなければ原発事故も起きず、避難計画も不要です。避難などしなくていいように原発を廃炉にしなければなりません。

府中町は全国に先がけ、1982年3月25日に町と町議会が非核町宣言をいたしました。

「原爆によって広島市とともに世界で最初に凄惨な被害を被った府中町は、戦争放棄の日本国憲法の原理に基づき、恒久の平和を念願し、全世界の国民が平和に共存することを望むものである。全人類が絶滅の危機に立たされている現在、非核三原則の堅持とともに、あらゆる国の核兵器の使用に反対し、安全で住みよい街づくり実現のため、ここに全住民と共に府中町を《非核地域》とすることを宣言する」

この当時は、非核の「核」は核兵器を意味していたと思います。しかし今日、安全で住みよい街づくりを実現するためには、核兵器の使用とともに核発電すなわち原子力発電をなくすことが必要です。それが2011年3月11日に起きた東京電力福島第一原発事故の最大の教訓だと思います。

最後に町長にお尋ねします。

安全で住みよい府中町にするためには、  
原発をなくし、廃炉にすることが必要では  
ないでしょうか。中国電力や国に対して島  
根原発第2号機の再稼働と第3号機の運  
転開始の中止、両機の廃炉を町として要請  
するおつもりはございませんか。

◆町長 中国電力にそういうことを求め  
るつもりはありません。



広域避難計画の存在を教えていただいた「さよなら原発ヒロシマの会」事務局長・広島大名誉教授の滝史郎さん、避難者の手記、資料を提供していただいた、福島県郡山市から北海道東川町に避難している鈴木哉美さん、千葉県から岡山県倉敷市に避難している小野尾孝子さん、島根原発の現状についての資料を提供して下さった北村めぐみさんに感謝致します。

#### 《参考文献》

立石雅昭・にいがた自治体研究所編『原発再稼働と自治体』自治体研究社、2018年  
湯浅一郎『原発再稼働と海』緑風出版、2018年  
山本薫子ほか『原発避難者の声を聞く』岩波ブックレット、2015年  
森松明希子『母子避難、心の軌跡』かもがわ出版、2013年  
みんなのデータサイト編『放射能測定マップ+読み解き集』みんなのデータサイト出版、2018年  
長谷川公一・山本薫子編『原発震災と非難』有斐閣、2017年  
松井克浩『故郷喪失と再生への時間』東信堂、2017年  
東日本避難者の会『3.11 避難者の声』2017年  
吉田千亜『ルポ母子避難』岩波新書、2016年  
子ども未来・愛ネットワーク編『福島から岡山へ』2016年  
「2018ひろしま避難者の会「アスチカ」会員情報のまとめとアンケート」  
新潟県「福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査のポイント」2018年  
東日本大震災避難者の会 みちのく会「あの日…そして今 311・北海道に避難した者  
たちの手記」vol.3、2014年

## 2019（平成31）年度

# 一般会計予算に対する態度表明

第4号議案「平成31年度府中町一般会計予算」に賛成の立場から討論をおこないます。

### ●日本経済の現段階と消費税

政府は、景気回復期間が「戦後最長」になると宣伝してきましたが、「統計偽装」問題が発覚し、その根拠がかなり怪しいことが分かってきました。もちろん、多くの庶民にとって景気回復の実感は全くありません。そんななかで1月の「景気動向指数」が、3か月連続で悪化し、内閣府は基調判断を下向きに修正したということが今月（3月）7日に伝えられました。

「緩やかな回復傾向」「回復基調」といながら6年経って結局回復しないまま後退局面に入ったということだと思えます。

私たちは反対しておりますが、今年10月から消費税の10%への引き上げが予定されており、計画通り引き上げられれば、少なくとも2%分の消費は減るわけです。2014年に消費税が8%となって、実質家計消費は年額25万円も落ち込んでいます。GDPベースでも、実質家計消費支出

は3兆円も落ち込んでいます。家計ベースでも、GDPベースでも、日本経済が深刻な消費不況に陥っていることは、明らかです。こうしたなかで、5兆円もの増税を強行すれば、消費はいよいよ冷え込み、日本経済に破滅的な影響を及ぼすことは明らかです。

このことをまず述べておきたいと思えます。

### ●評価する事業

さて、当町の平成31年度予算ですが、昨年7月に起きた豪雨災害に対してその復旧と災害対策、被災者支援に取り組みつつ、評価すべき事業が予算化されています。

**第一に待機児童解消のために認可保育園（120人定員）を2020年に新設すること**です。平成31年度は『府中子ども・子育て支援事業計画』の最終年であり、つぎの5カ年計画の策定にあたる年だと伺っています。町内には大きなマンション建設も進んでおり、認可保育園をつくったけれどもさらなる待機児童が大量にでることのないよう、今後の見込みを慎重に検討していただきたいと思えます。

**第二に、府中南小学校のトイレ改修工事、府中北小、府中東小の改修工事設計が決まったことです。**学校のトイレは5K（暗い・臭い・汚い・怖い・壊れている）と揶揄され、排便を我慢している子どもたちの存在が指摘されてきました。「トイレがきれいになると子どもたちが落ち着く」という教育効果もあると聞いています。3小学校の工事が一日も早く終わるように期待しております。

**第三に、学校において、業務改善支援員、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフの拡充が図られていること。**29年度が952万円、30年度が1140万円、31年度が2280万円と年々充実させていることは教員の多忙化軽減と子どもたちに行き届いた教育をするために役立っていると思います。

**第四に、コミュニティスクールの予算も**29年度26万円、30年60万円、31年度98万円と29年度4倍近く増額となっています。

**第五に、緑が丘中学校のクラブハウス建替えが実現すること。**

**第六に、ネウボラセンター事業です。**平成30年度より予算を減らしていますが、それは施設整備が完了したからであって施策としては、より充実させるものになっていることです。

**第七に、危険なブロック塀撤去費用への助成が始まったことです。**

密集市街地である府中町で安全な街づくりを進めていくために必要な施策だと思えます。補助件数は5件とのことですので、

今後さらに増やすことを望みます。

## ●制度の拡充を求める

制度の拡充を求めるものの第一は、**子どもの医療費助成**です。小学校卒業まで制度を拡充して3年を迎えます。

平成29年度に約1億6000万円の予算で決算はシステム改修費を除くと1億2200万円でした。平成30年度の決算はまだ出ていませんが、予算は1億5300万円、31年度予算が約1億3000万円となっています。おそらく予定していたほどは必要なかったということなのでしょう。そこで、通院に対する対象年齢を中学卒業まで拡充することをぜひ検討していただきたいと思います。

インフルエンザなど流行性の疾患によって助成額が変動することを心配されていると聞きました。昨年、兵庫県小野市に視察に行きましたが、平成28年から高校生までの医療費を所得制限なしで無料化しています。いただいた資料は福祉保健部長にもお渡ししましたが、年による助成額の変動はわずかでした。

制度拡充を求める**第二は、精神障害者通院医療費助成事業**です。

医療費の保険適用後の自己負担分を公費で助成するもので、府中町は自己負担分（1割）の半分を償還払いします。年々予算が減っていますが、その原因は申請率が低いからだと推察されます。せっかくの制度が活用されないのは残念なことです。広島市は自己負担分を全額助成し、窓口での負担をなくしています。こうすれば対象者全員

に助成がされます。

先日、中国新聞に県が2020年から助成をするという記事が出ていました。詳細はまだ決まっていないようですので、県と協議のうえ、償還払いでなく窓口負担のないようにしていただきたい。

**第三に、森林整備予算**です。豪雨災害に対して最も有効なのは山を崩れにくくさせることであり、そのために必要なのは森林整備です。

「治水は治山にあり」「川を治める根本は上流の森林造成にあり」といわれるとおりであります。昨年の第4回定例会の一般質問でも指摘しましたが、森林整備予算を抜本的に引き上げることが必要です。しかし、今回も例年並みの280万円しか予算がついていません。交付金の増額を要求しつつ、町単費でも増額すべきだと考えます。

## ●懸念が二つ

要望といいますか、心配していることが2点ございます。

**第一は、扶助費**についてです。決算特別委員会でも出されましたが、扶助費が1%約5000万円削減され、47億3300万円

となりました。

平成29年度の決算が約46億円でしたので、おそらく不足とならないという見込みでこういう予算となったのだと思います。児童福祉手当や生活保護費など生活に直結する予算ですので、支給に遅れが出ることのないようお願い致します。

**第二は、向洋駅周辺区画整理事業とその関連事業**についてです。29年度18億円、30年度11億円、そして31年度は4億円と、移転補償と画地整備工事は、完了に向けて順調に進んでいると伺いました。

これから「広島市東部地区連続立体交差事業」が始まるわけですが、今後、この連立事業の地元負担金などが増えてくるものと思われます。町にとって過大な負担とならないよう十分留意していただきたいと思っています。

今回は、冒頭申し上げたように、いくつかの点で評価すべき重要な施策があると判断し、予算に賛成したいと思います。

町民の暮らしに心をよせ、さらに町民の暮らしを守るための施策を拡げていただくことを要望し、賛成討論といたします。

## 何でもご相談下さい。

府中町議会議員 **二見伸吾** (ふたみしんご)

■ 735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町 2-2-27-102

■ 携帯電話 **080-6750-5432**

■ 公式ホームページ **futamishingo.com**

■ 郵便振替口座 01300-6-91775 加入者名 二見伸吾

